

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和三年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良県全域
- 三 測量の終了年月日 令和三年三月三十一日